

# 内部統制報告書提出状況(21年6月～22年5月受理分)

資料1

## 《1. 内部統制報告書の提出状況》

	H21.6	H21.7	H21.8	H21.9	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3	H22.4	H22.5	H21.6～H22.5 提出分合計
	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)
① 内部統制報告書提出義務のある会社数	2,656	33	83	97	29	60	131	40	54	305	61	216	3,765
② ①のうち内部統制報告書提出会社数	2,653	【注3】36	83	97	29	60	131	40	54	305	61	216	3,765
③ 任意で内部統制報告書を提出した会社数【注2】 (金融商品取引法第24条の4の4第2項該当)	17	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	20
内部統制報告書提出会社数(②+③)	2,670	36	83	97	29	60	131	40	54	306	62	217	3,785

【注1】本表は、平成21年6月から平成22年5月までの内部統制報告書の提出件数を、月ごとに表したものです。

【注2】有価証券報告書を提出しなければならない会社は、上場会社以外であっても内部統制報告書を提出することができることになっています。

【注3】21年7月の提出会社数36社は、6月中の未提出会社3社を含んでいます。

## 《2. 内部統制報告書の「評価結果」の記載状況》

	H21.6		H21.7		H21.8		H21.9		H21.10		H21.11		H21.12		H22.1		H22.2		H22.3		H22.4		H22.5		H21.6～H22.5 提出分合計			
	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)
① 内部統制は有効である。	2,605	97.6	34	94.4	81	97.6	93	95.9	26	89.7	57	95.0	124	94.7	37	92.5	51	94.4	296	96.7	62	100	212	97.7	3,678	97.2%		
② 重要な欠陥があり、内部統制は有効でない。【注5】	56	2.1	2	5.6	2	2.4	4	4.1	3	10.3	3	5.0	6	4.6	3	7.5	3	5.6	7	2.3	0	0.0	3	1.4	92	2.4%		
③ 内部統制の評価結果を表明できない。	9	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.8	0	0	0	0	3	1.0	0	0	2	0.9	15	0.4%		
合計	2,670	100	36	100	83	100	97	100	29	100	60	100	131	100	40	100	54	100	306	100	62	100	217	100	3,785	100		

【注4】本表は、平成21年6月から平成22年5月までに提出された内部統制報告書の評価結果を月ごとに表したものです。

【注5】内部統制の評価結果を「重要な欠陥」とした会社は、上記92社の外に、訂正報告書により「有効」から「重要な欠陥」に訂正した会社が、8社あります。

# 内部統制報告書提出状況(22年6月～22年9月受理分)

## 《1. 内部統制報告書の提出状況》

	H22.6	H22.7	H22.8	H22.9	H22.6～H22.9 提出分合計
	(社)	(社)	(社)	(社)	(社)
① 内部統制報告書提出義務のある会社数	2,613	36	78	94	2,821
② ①のうち内部統制報告書提出会社数	2,610	【注3】 39	78	94	2,821
③ 任意で内部統制報告書を提出した会社数【注2】 (金融商品取引法第24条の4の4第2項該当)	22	0	0	0	22
内部統制報告書提出会社数(②+③)	2,632	39	78	94	2,843

【注1】本表は、平成22年6月から平成22年9月までの内部統制報告書の提出件数を、月ごとに表したものです。

【注2】有価証券報告書を提出しなければならない会社は、上場会社以外であっても内部統制報告書を提出することができることになっています。

【注3】22年7月の提出会社数39社は、6月中の未提出会社3社を含んでいます。

## 《2. 内部統制報告書の「評価結果」の記載状況》

	H22.6		H22.7		H22.8		H22.9		H22.6～H22.9 提出分合計	
	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)
① 内部統制は有効である。	2,610	99.2	37	94.8	78	100	93	98.9	2,818	99.1%
② 重要な欠陥があり、内部統制は有効でない。【注5】	22	0.8	1	2.6	0	0	1	1.1	24	0.9%
③ 内部統制の評価結果を表明できない。	0	0	1	2.6	0	0	0	0	1	0.0%
合計	2,632	100	39	100	78	100	94	100	2,843	100

【注4】本表は、平成22年6月から平成22年9月までに提出された内部統制報告書の評価結果を月ごとに表したものです。

【注5】内部統制の評価結果を「重要な欠陥」とした会社は、上記24社の外に、訂正報告書により「有効」から「重要な欠陥」に訂正した会社が、7社あります。

## 【「重要な欠陥があり、内部統制は有効でない。」と評価結果に記載した会社(22社・22年3月)について】

### (1) 「重要な欠陥」と判断した理由として、内部統制報告書に記載された例

#### ○ 全社的な内部統制

- ・ 連結子会社において、取締役による経営者監視機能並びに監査役及び内部監査部門の監査機能が不足していたこと、内部通報制度が整備・運用されていなかったことなどの統制環境の不備、当社のグループ会社管理体制の一部に不備があった。
- ・ 統制環境での全社的な内部統制が十分に整備及び運用されておらず、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いと判断した。
- ・ 連結子会社2社について、リスクの評価と対応を完了させることができなかったため、全社的な内部統制に不備が存在する。

#### ○ 決算・財務報告プロセス

- ・ 連結決算及び関係会社における決算の信頼性を確保するために必要となる体制の整備・運用が不十分であったため、財務諸表作成にかかる処理について、重要な修正をした。
- ・ 信頼性のある財務諸表を作成するために必要なスキルを有する人材を十分に確保・配置できなかった。結果として、決算・財務報告プロセスの不備を原因とする多くの誤謬を監査人に指摘され修正をした。
- ・ 開示情報の最終チェックプロセスについて、ダブルチェック等の統制が弱く、整備の不備であると判断した。

#### ○ 重要な業務プロセス

- ・ 売上計上や棚卸資産の評価に必要な契約内容の確認や承認手続の運用が不十分であったため、売上高や仕掛品について重要な修正を行った
- ・ 工事受注に関わる業務プロセスにおいて、受注に対する社内の審議不十分や契約内容の審査不足、営業管理規程の整備不十分といった「整備及び運用の不備」の状況が判明。当該契約の解除に向けて協議中であるが、偶発債務の注記等を行った。
- ・ 当社及び連結子会社において、保有する債権の評価について見積りを伴う会計処理の業務プロセスの網羅性が不十分であったため、有価証券報告書へ誤謬の発生するリスクが存在した。

(2) 評価結果に「重要な欠陥があり、内部統制が有効でない。」と記載した22社のうち、事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するために実施した措置を記載し、かつ、内部統制報告書提出日までに、重要な欠陥が是正されたと記載した会社が2社。

(3) 22社の内部統制報告書に対する内部統制監査報告書における監査人の意見は、全社が無限定適正意見を表明。

(4) 評価結果に「重要な欠陥があり、内部統制が有効でない。」と記載した22社の財務諸表に対する監査報告書の監査意見は、全社が無限定適正意見を表明。